

(趣旨)

第1条 この条例は、他の条例に特別の定めのあるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定による特定の者のためにする事務の手数料について、必要な事項を定めるものとする。

(種類および金額)

第2条 手数料を徴収する事務および金額等は、別表のとおりとする。

(手数料の徴収)

第3条 手数料は、申請のとき徴収するものとし、その納付後は、請求事項を変更し、または取り消すことがあつてもこれを返還しない。

(手数料の免除)

第4条 管理者は、特別の理由があると認めるときは、手数料の全部または一部を免除することができる。

(令2条例4・追加)

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(令2条例4・旧第4条繰下)

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第5号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第9号)

この条例は、平成22年12月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第3号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第2号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第1号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第5号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年条例第1号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表

(平18条例5・全改、平22条例9・平24条例3・平26条例2・平30条例1・令元条例5・令6条例1・一部改正)

1 危険物規制に関する手数料

標準事務	手数料を徴収する事務	名称・区分	単位	手数料額
1 <u>消防法(昭和23年法律第186号)第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、または取り扱う場合の承認に関する事務</u>	<u>消防法第10条第1項ただし書</u> の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、または取り扱う場合の承認の申請に対する審査	危険物仮貯蔵(仮取扱)	1件	5,400円

2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所または取扱所の設置の許可に関する事務	(1) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可に対する審査	製造所	(ア) 指定数量の倍数が10以下のもの	1件	39,000円
			(イ) 指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	1件	52,000円
			(ウ) 指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	1件	66,000円
			(エ) 指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	1件	77,000円
			(オ) 指定数量の倍数が200を超えるもの	1件	92,000円
	(2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	ア 屋内貯蔵所	(ア) 指定数量の倍数が10以下のもの	1件	20,000円
			(イ) 指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	1件	26,000円
			(ウ) 指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	1件	39,000円
			(エ) 指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	1件	52,000円
			(オ) 指定数量の倍数が200を超えるもの	1件	66,000円
		イ 屋外タンク貯蔵所(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所および岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	(ア) 指定数量の倍数が100以下のもの	1件	20,000円
			(イ) 指定数量の倍数が100を超え10,000以下のもの	1件	26,000円
			(ウ) 指定数量の倍数が10,000を超えるもの	1件	39,000円
		ウ 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)		1件	570,000円
		エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所および岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件	880,000円
			(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件	1,070,000円
			(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件	1,200,000円
			(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件	1,520,000円
			(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件	1,780,000円
			(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件	4,070,000円
			(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件	5,340,000円
			(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件	6,490,000円
		オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所および浮き蓋付特定	(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件	1,450,000円
			(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件	1,720,000円

		屋外タンク 貯蔵所	もの		
			(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件	1,920,000円
			(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件	2,360,000円
			(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件	2,740,000円
			(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件	5,640,000円
			(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件	7,240,000円
			(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件	8,790,000円
		カ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	(ア) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満のもの	1件	5,930,000円
			(イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの	1件	7,470,000円
			(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの	1件	10,900,000円
		キ 屋内タンク貯蔵所		1件	26,000円
		ク 地下タンク貯蔵所	(ア) 指定数量の倍数が100以下のもの	1件	26,000円
			(イ) 指定数量の倍数が100を超えるもの	1件	39,000円
		ケ 簡易タンク貯蔵所		1件	13,000円
		コ 移動タンク貯蔵所(積載式移動タンク貯蔵所または航空機の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所を除く。)		1件	26,000円
		サ 積載式移動タンク貯蔵所または航空機もしくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所		1件	39,000円
		シ 屋外貯蔵所		1件	13,000円
	(3) <u>消防法第11条第1項前段</u> の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請	ア 給油取扱所(屋内給油取扱所を除く。)		1件	52,000円
		イ 屋内給油取扱所		1件	66,000円

	に対する審査	ウ 第一種販売取扱所		1件	26,000円
		エ 第二種販売取扱所		1件	33,000円
		オ 移送取扱所	(ア) 危険物を移送するための配管の延長(当該配管の起点または終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下この項から4の項までおよび7の項において同じ。)が15キロメートル以下のもの(危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。)	1件	21,000円
			(イ) 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの	1件	87,000円
			(ウ) 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの	1件	87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルまたは15キロメートルに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた金額
		カ 一般取扱所	(ア) 指定数量の倍数が10以下のもの	1件	39,000円
			(イ) 指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	1件	52,000円
			(ウ) 指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	1件	66,000円
			(エ) 指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	1件	77,000円
			(オ) 指定数量の倍数が200をこえるもの	1件	92,000円
3 消防法第11条第1項後段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所または取扱所の位置、構造または設備の変更の許可に関する事務	(1) 消防法第11条第1項後段の規定に基づく製造所の位置、構造または設備の変更の許可の申請に対する審査	製造所		1件	2の項の(1)に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
	(2) 消防法第11条第1項後段の規定に基づく貯蔵所の位置、構造または設備の変更の許可の申請に対する審査	貯蔵所		1件	2の項の(2)に掲げる区分(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所または岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所)にあつては、総務省令で定める場合には2の項の(2)イに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分)に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分

				の1に相当する金額
	(3) <u>消防法第11条第1項後段</u> の規定に基づく取扱所の位置、構造または設備の変更の許可の申請に対する審査	取扱所	1件	2の項の(3)に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
4 <u>消防法第11条第5項</u> および <u>危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第8条第3項</u> の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所または取扱所の完成検査に関する事務	(1) <u>消防法第11条第5項</u> の規定に基づく製造所の設置の許可に係る完成検査	製造所	1件	2の項の(1)に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
	(2) <u>消防法第11条第5項</u> の規定に基づく貯蔵所の設置の許可に係る完成検査	ア 屋外タンク貯蔵所	1件	2の項の(2)のイに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
		イ その他の貯蔵所	1件	2の項の(2)に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
	(3) <u>消防法第11条第5項</u> の規定に基づく取扱所の設置の許可に係る完成検査	取扱所	1件	2の項の(3)に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
	(4) <u>消防法第11条第5項</u> の規定に基づく製造所の位置、構造または設備の変更の許可に係る完成検査	製造所	1件	2の項の(1)に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額
	(5) <u>消防法第11条第5項</u> の規定に基づく貯蔵所の位置、構造または設備の変更の許可に係る完成検査	ア 屋外タンク貯蔵所	1件	2の項の(2)のイに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額
		イ その他の貯蔵所	1件	2の項の(2)に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額

					に相当する金額
	(6) <u>消防法第11条第5項</u> の規定に基づく取扱所の位置、構造または設備の変更の許可に係る完成検査	取扱所		1件	2の項の(3)に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額
5	<u>消防法第11条第5項ただし書</u> の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所または取扱所の仮使用の承認に関する事務	危険物仮使用		1件	5,400円
6	(1) <u>消防法第11条の2第1項</u> および <u>危険物の規制に関する政令第8条の2第7項</u> の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所または取扱所の完成検査前検査に関する事務	ア 水張検査	(ア) 容量10,000リットル以下のタンク	1基	6,000円
			(イ) 容量10,000リットルを超え1,000,000リットル以下のタンク	1基	11,000円
			(ウ) 容量1,000,000リットルを超え2,000,000リットル以下のタンク	1基	15,000円
			(エ) 容量2,000,000リットルを超えるタンク	1基	15,000円に1,000,000リットルまたは1,000,000リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額
		イ 水圧検査	(ア) 容量600リットル以下のタンク	1基	6,000円
			(イ) 容量600リットルを超え10,000リットル以下のタンク	1基	11,000円
			(ウ) 容量10,000リットルを超え20,000リットル以下のタンク	1基	15,000円
			(エ) 容量20,000リットルを超えるタンク	1基	15,000円に10,000リットルまたは10,000リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額
		ウ 基礎・地盤検査	(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1基	420,000円
			(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1基	560,000円
			(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1基	730,000円
			(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1基	960,000円
			(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1基	1,090,000円
			(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1基	1,660,000円

			(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1基	1,900,000円
			(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1基	2,120,000円
		エ 溶接部検査	(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1基	530,000円
			(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1基	680,000円
			(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1基	1,030,000円
			(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1基	1,410,000円
			(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1基	1,780,000円
			(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1基	3,430,000円
			(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1基	4,190,000円
			(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1基	4,800,000円
		オ 岩盤タンク検査	(ア) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	1基	9,320,000円
			(イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	1基	12,600,000円
			(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所	1基	17,300,000円
	(2) <u>消防法第11条の2第1項</u> の規定に基づく製造所、貯蔵所または取扱所の位置、構造または設備の変更の許可に係る完成検査前検査	水張検査		1基	この項の(1)アに掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額
		水圧検査		1基	この項の(1)イに掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額
		基礎・基盤検査		1基	この項の(1)ウに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
		溶接部検査		1基	この項の(1)エに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の

					1に相当する金額
		岩盤タンク検査		1基	この項の(1)オに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
7 消防法第14条の3第1項および第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所または移送取扱所の保安に関する事務	消防法第14条の3第1項または第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所または移送取扱所の保安に関する検査	ア 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の保安に関する検査	(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1基	320,000円
			(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1基	460,000円
			(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1基	750,000円
			(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1基	1,020,000円
			(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1基	1,300,000円
			(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1基	3,150,000円
			(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1基	3,870,000円
			(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1基	4,460,000円
		イ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査	(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1基	2,690,000円
			(イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの	1基	3,230,000円
			(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの	1基	4,830,000円
		ウ 移送取扱所の保安に関する検査	(ア) 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの	1基	70,000円
			(イ) 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの	1基	70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルまたは15キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた金額

2 火薬類取締法に関する手数料

手数料を徴収する事務	名称	単位	手数料額
<u>火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下「法」という。)</u> 第17条第1項の規	火薬類譲渡許可手数料	1件	1,200円
	火薬類譲受許可手数料	1件	2,400円

定に基づく許可の申請に対する審査 法第5条第1項 の規定に基づく許可の 申請に対する審査(煙火に限る。)	煙火消費許可手数料	1件	7,900円
---	-----------	----	--------

3 火災予防条例に関する手数料

手数料を徴収する事務	名称	区分		単位	手数料額
<u>鯖江・丹生消防組合火災予防条例(昭和48年条例第4号)第47条</u> の規定に基づく危険物等を貯蔵し、または取り扱うタンクの検査	タンク検査申請手数料	水圧検査	タンクの容量が600リットル以下のもの	1基	6,000円
			タンクの容量が600リットルを超えるもの	1基	11,000円
		水張検査		1基	6,000円